

障害年金でもらえる金額(令和元年5月現在)

障害年金には障害基礎年金と障害厚生(共済)年金の2つがあります。障害基礎年金は自営業が主婦の方、障害厚生(共済)年金はサラリーマンや公務員の方がもらえる年金です。初診日にどの年金制度に加入していたかによって、請求する年金の種類が変わってきます。

1.障害基礎年金(国民年金)

障害基礎年金1級	97万5125円+子の加算
障害基礎年金2級	78万100円+子の加算

※子の加算

1・2人目の子	各22万4500円
3人目以降の子	各7万4800円

※初診日は…障害年金給付に該当する病気に関して、最初にお医者様に診察して頂いた日

2.障害厚生年金(厚生年金)

障害基礎年金1級	(報酬比例の年金額)×1.25+(配偶者の加給年金額)+障害基礎年金1級
障害基礎年金2級	(報酬比例の年金額)+(配偶者の加給年金額)+障害基礎年金2級
障害基礎年金3級	(報酬比例の年金額)

※配偶者の加給年金額

1級・2級の場合のみ	22万4500円
------------	----------

そもそも知らないって人多過ぎる!!

日刊スポーツ NIKKAN SPORTS
2019年6月18日 障害年金特集



障害年金について語る東京都社会保険労務士法人の船田光朗氏

「在を知らない」という理由から、多くの対象者が受給していないのが実情だ。問題点と解決方法について、東京都社会保険労務士法人の社会保険労務士・船田光朗(ふなた・てるあき)氏(48)に聞いた。

もらえてはずの障害年金を、もらっていない人って、意外と多いんです。公的な年金の1つである障害年金は、病気や事故が原因で障害を負った方へ年金が給付される制度だ。ただ、申請が複雑だったり、そもそも「障害年金の存在を知らない」という理由から、多くの対象者が受給していないのが実情だ。問題点と解決方法について、東京都社会保険労務士法人の社会保険労務士・船田光朗(ふなた・てるあき)氏(48)に聞いた。

社労士に相談を

障害年金

病気による障害でも「障害年金の認知度が低いんです。もらえてはずなのに、もらい忘れてる人が多い」と、障害年金の専門家である船田氏はそう語る。現状を嘆く船田氏は、原則働ける世代、20歳から64歳で、日常生活や就労に支障がある障害のある人が対象となる国の年金。ただし、障害者手帳をもちながら、実際に障害年金をもらっていない人の割合は、わずか約27%というデータもある。

障害年金は先天的に障害のある人だけのものではない。うつ病などの精神疾患、ペースメーカーや人工関節を体に入れた人、人工透析を受けている人など、いろいろな病気による障害でも、もらうことができる。日常生活に支障がある人、約7割の公的な年金に、約7割の人の元には年金が届いていない。船田氏は「相談に来られる人の半分以上が、うつ病、統合失調症など」

「障害年金の認知度が低いんです。もらえてはずなのに、もらい忘れてる人が多い」と、障害年金の専門家である船田氏はそう語る。現状を嘆く船田氏は、原則働ける世代、20歳から64歳で、日常生活や就労に支障がある障害のある人が対象となる国の年金。ただし、障害者手帳をもちながら、実際に障害年金をもらっていない人の割合は、わずか約27%というデータもある。

障害年金は先天的に障害のある人だけのものではない。うつ病などの精神疾患、ペースメーカーや人工関節を体に入れた人、人工透析を受けている人など、いろいろな病気による障害でも、もらうことができる。日常生活に支障がある人、約7割の公的な年金に、約7割の人の元には年金が届いていない。船田氏は「相談に来られる人の半分以上が、うつ病、統合失調症など」

「障害年金の認知度が低いんです。もらえてはずなのに、もらい忘れてる人が多い」と、障害年金の専門家である船田氏はそう語る。現状を嘆く船田氏は、原則働ける世代、20歳から64歳で、日常生活や就労に支障がある障害のある人が対象となる国の年金。ただし、障害者手帳をもちながら、実際に障害年金をもらっていない人の割合は、わずか約27%というデータもある。

障害年金は先天的に障害のある人だけのものではない。うつ病などの精神疾患、ペースメーカーや人工関節を体に入れた人、人工透析を受けている人など、いろいろな病気による障害でも、もらうことができる。日常生活に支障がある人、約7割の公的な年金に、約7割の人の元には年金が届いていない。船田氏は「相談に来られる人の半分以上が、うつ病、統合失調症など」

40代 男性 無職

うつ病

障害年金の申請を
したいけど申請方法
がわからない…もしくは書類の揃え方がわからない…

社労士が完全代行しますよ!

複雑な手続きを任せください!

無事に障害基礎年金2級に受給が決まりました

50代 男性 会社員

勤務中に脳梗塞発症 そのまま入院

症状は少しずつ回復し
現在はリハビリ中

社労士に夫婦で相談

夫が働けないからお金が不安だわ…

障害年金厚生年金2級の受給が決定しました

障害年金は、経済的な不安を解消する役目をもっています。その安心は本人のみならず、ご家族の安心でもあると言えます。

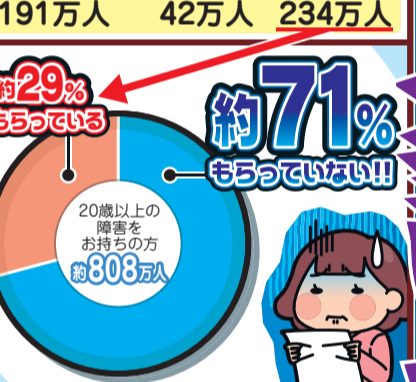
障害をお持ちの方の人数

身体障害	知的障害	精神障害
392万2千人	74万1千人	392万4千人

17年版 障害者白書より

20歳未満の障害をお持ちの方 約50万人
20歳以上の障害をお持ちの方 約808万人

障害基礎年金	障害厚生年金	計
191万人	42万人	234万人



社労士に相談だ

もしも障害年金もらえますか?

障害等級表

※身体障害者の等級とは異なります

障害年金に該当する状態

- 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に著しい障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度 1級

- 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 平衡機能に著しい障害を有するもの
- しゃべりの機能が欠くもの
- 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のおや指及びひもとさし指又は中指を欠くもの
- 両上肢のおや指及びひもとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 一上肢のすべての指を欠くもの
- 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢のすべての指を欠くもの
- 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に著しい障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを必要とする程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度 2級

- 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話し声を解することができない程度に減じたもの
- しゃべり又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
- 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
- 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
- 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
- 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- 一上肢のおや指及びひもとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひもとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
- おや指及びひもとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
- 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
- 両下肢の10趾の用を廃したもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

障害の程度 3級 (厚生年金保険のみ)

- 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
- 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの
- 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
- 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話し声を解することができない程度に減じたもの
- しゃべり又は言語の機能に障害を残すもの
- 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 脊柱の機能に障害を残すもの
- 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
- 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
- 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- 長管状骨に著しい変形を残すもの
- 一上肢の2指以上を失ったもの
- 一上肢のひもとさし指を失ったもの
- 一上肢の3指以上の用を廃したもの
- ひもとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
- 一上肢のおや指の用を廃したもの
- 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
- 一下肢の5趾の用を廃したもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(備考) 視力の測定は万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。国民年金法施行令別表より (国民年金保険法施行令別表第2より)

【つくば市・土浦市その他近隣市町村エリア対応】
茨城・つくば障害年金相談センター
 運営: 徳田社会保険労務士事務所
 所長: 徳田 徹也
 ☎029-846-5631 平日 9:00~18:00

【前橋・伊勢崎・高崎市を中心に群馬県全域エリア対応】
群馬障害年金相談センター
 運営: 諏訪問労働管理事務所
 所長: 諏訪問 正典
 ☎027-223-6969 平日 9:00~18:00

【市川・浦安・江戸川区を中心に千葉県全域エリア対応】
関東障害年金相談センター
 運営: 小泉社会保険労務士事務所
 所長: 小泉 金次
 ☎047-397-7560 8:30~20:00

【茨城県、東京都、埼玉県エリア対応】
水戸障害年金相談センター
 運営: 社会保険労務士法人ミライズ
 所長: 竹内 浩
 ☎029-350-2125 平日 9:00~18:00

【東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県対応】
障害年金申請サポートセンター
 運営: 社会保険労務士法人 総合経営サービス
 所長: 宮崎 映子
 ☎03-3912-4417/070-5589-6771 9:00~20:00

【横浜市・川崎市エリア対応】
新横浜障害年金相談センター
 運営: 社会保険労務士法人 ポラリス・コンサルティング
 所長: 遠藤 隆
 ☎045-594-8864 9:00~18:00

【静岡県全域エリア対応】
静岡障害年金相談センター
 運営: 杉山行彦社会保険労務士事務所
 所長: 杉山 行彦
 ☎054-257-2508 9:00~18:00

【石川県、福井県エリア対応】
石川障害年金相談センター
 運営: 野澤社会保険労務士事務所
 所長: 野澤 実貴子
 ☎0761-46-5103 月~土 10:00~18:30 土 10:00~12:30

【長野県エリア対応】
長野松本障害年金相談センター
 運営: 諏訪労働管理センター
 所長: 木村 孝昭
 ☎0266-75-1123 平日 9:00~18:00

【岐阜市を中心に岐阜県全域対応】
岐阜障害年金相談センター
 運営: 江西社会保険労務士事務所
 所長: 江西 俊光
 ☎058-262-7055 9:00~20:00

【知多半島を中心に愛知県全域対応】
愛知・知多障害年金相談センター
 運営: きよたか労働管理Office
 所長: 伊藤 斉毅
 ☎050-5897-7869 9:00~20:00

【名古屋市中心に愛知県全域対応】
愛知障害年金相談センター
 運営: 久保社会保険労務士事務所
 所長: 久保 将之
 ☎052-740-6601 平日 9:00~19:00

【彦根市を中心に滋賀県全域対応】
滋賀障害年金申請センター
 運営: 関口社会保険労務士事務所
 所長: 関口 俊也
 ☎0749-25-3737 月~土 9:00~20:00

【京都府エリア対応】
京都障害年金相談センター
 運営: 京都駅前社会保険労務士法人
 所長: 船田 光朗
 ☎075-662-8007 9:00~19:00

【大阪府エリア対応】
大阪障害年金サポートセンター
 運営: セントラル社会保険労務士法人
 所長: 大平 一路
 ☎06-6360-4023 平日 9:00~19:00 土 9:00~17:00

【広島市を中心に広島県全域対応】
広島障害年金サポートセンター
 運営: 江口労働法務事務所
 所長: 江口 隆
 ☎082-224-4514 月~土 9:00~18:00

【福山市を中心に広島県全域対応】
広島・福山障害年金相談室
 運営: 磯野経営労務事務所
 所長: 磯野 宏
 ☎0848-62-0030 年中無休 8:00~20:00

【久留米市を中心に福岡県南地域対応】
福岡・久留米障害年金相談センター
 運営: 堤労務士事務所
 所長: 堤 信也
 ☎0942-27-5194 月~土 9:00~18:00

【北九州市を中心に福岡県全域対応】
北九州障害年金サポートセンター
 運営: 平井社会保険労務士事務所
 所長: 平井 晋哉
 ☎093-533-8200 8:00~22:00

【大分市を中心に大分県全域対応】
大分障害年金相談センター
 運営: 社会保険労務士法人 エストワン
 所長: 堀 勇
 ☎097-594-5505 月~土 9:00~18:00

【中津市を中心に大分県全域対応】
福岡・大分障害年金相談センター
 運営: ふく社会保険労務士事務所
 所長: 福 剛
 ☎0979-64-8029 9:00~18:00

全国各地に障害年金相談センター

症例によっては
5年
 さかのぼって申請し、支給されることが出来ます

まずは電話を
×患者会
 私も障害年金を受けられますか?
 相談員

5年分も!?
 ビックリ!!

杉山さん
 どうでしょう
 杉山さん
 まかせて下さい!!
 静岡障害年金相談センター

障害年金は生活の基礎ですから
 障害年金を知らなかったから何もしてませんでした

複雑な手続き代行
 申請 → **支給決定!**

直接社労士に公しても大丈夫!!

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 パーキンソン病の女性の方で40代後半くらいの方。見ると、かなり不自由感があるのに、そういう方が申請していただくと、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 パーキンソン病の女性の方で40代後半くらいの方。見ると、かなり不自由感があるのに、そういう方が申請していただくと、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 パーキンソン病の女性の方で40代後半くらいの方。見ると、かなり不自由感があるのに、そういう方が申請していただくと、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。



【杉山行彦】 (すぎやま・ゆきひこ) 1959年に静岡市内に杉山行彦社会保険労務士事務所を設立した。趣味は旅行、ウォーキング、合宿。

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 パーキンソン病の女性の方で40代後半くらいの方。見ると、かなり不自由感があるのに、そういう方が申請していただくと、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。

【鈴木】 障害年金は生活の基礎ですから、障害年金を知らなかったから何もしてませんでした。今、お手を貸していただければ、5年分もさかのぼって申請し、支給されることが出来ます。